

令和元年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和元年12月2日（月曜日）午前9時10分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第5 第69号議案 幸田町部設置条例の一部改正について
第70号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について
第71号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第72号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
第73号議案 幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第74号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第75号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第76号議案 令和元年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 田境 毅君 | 2番 石原 昇君 | 3番 都築 幸夫君 |
| 4番 鈴木 久夫君 | 5番 伊澤 伸一君 | 6番 黒木 一君 |
| 7番 廣野 房男君 | 8番 藤江 徹君 | 9番 足立 初雄君 |
| 10番 杉浦 あきら君 | 11番 都築 一三君 | 12番 水野 千代子君 |
| 13番 笹野 康男君 | 15番 丸山 千代子君 | 16番 稲吉 照夫君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------------|--------|----------------------|---------|
| 町 長 | 成瀬 敦君 | 副 町 長 | 大竹 広行君 |
| 教 育 長 | 小野 伸之君 | 企 画 部 長 | 近藤 学君 |
| 総 務 部 長 | 志賀 光浩君 | 住民こども部長 | 牧野 宏幸君 |
| 健康福祉部長 | 藪田 芳秀君 | 環境経済部長 | 鳥居 栄一君 |
| 建 設 部 長 | 羽根 潤志君 | 教 育 部 長 | 吉本 智明君 |
| 消 防 長 | 都築 幹浩君 | 参事（企業誘致担当） | 夏目 隆志君 |
| 参事（税務担当） | 山本 智弘君 | 企 画 部 次 長
兼企画政策課長 | 成瀬 千恵子君 |
| 環境経済部次長
兼水道課長 | 太田 義裕君 | 建 設 部 次 長 | 佐々木 要君 |

消 防 次 長 兼 小 山 哲 夫 君 会 計 管 理 者 石 川 正 樹 君
消 防 署 長 兼 出 納 室 長

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。令和元年第4回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、諮問案件1件、単行議案6件、令和元年度補正予算2件、合わせて9件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところでございます。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

12月に入り、冬の気配も色濃くなり、一日一日と寒さを増してまいります。皆様にはくれぐれも御自愛くださいませ、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

お諮りいたします。

本日、議場において三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影されま
す。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定いたしました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

師走を迎えまして厳しい寒さの中、冬の日だまりがひときわうれしく感じられるようになってまいりました。

本日、ここに令和元年第4回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、日ごろより町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、あわせて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、人事案件1件、単行議案6件、補正予算2件、合わせて9件でございます。後ほど提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、7名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受けとめ、誠意を持って対応いたします。よろしくお願いをいたします。

ここで、御報告と御連絡を申し上げます。

1点目でございます。11月13日、東京2020オリンピック・パラリンピックホストタウン首長会議が橋本東京オリンピック・パラリンピック担当大臣御臨席のもと開催されまして、ハイチ共和国のホストタウン首長として私も出席してまいりました。来年の東京オリンピックに向け機運を高めてまいりたいと考えております。

2点目でございます。11月14日、東京の経済産業省で開催されましたロケツーリズム協議会に出席しまして、映画、ドラマ等の制作者に対して、昨年度に引き続きロケ誘致に向けた本町のPR活動を行ってまいりました。その結果、今後、ドラマ、映画等のロケ地として採用される可能性が出てまいりました。引き続きロケ地の受け入れ等に向けた体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

3点目でございます。幸田町の逆川で養豚業を営んでみえる有限会社マルミファームの稲吉克仁様御夫妻が畜産部門で内閣総理大臣賞を受賞され、令和元年11月14日に東京の明治神宮会館で開催されました農林水産祭式典で表彰をされました。稲吉様御夫妻におかれましては、飼料費の削減、生産物のブランド化や技術・経営情報の共有化による生産性の向上等を先導的に取り組まれ、地域のみならず日本の中小養豚形態に自身の経営改革の成果を波及させる革新的リーダーとして貢献されていることが高く評価をされたものでございます。なお、同日の式典におきましては、平成30年県いちご品評会において県知事賞を受賞されましたイチゴ農家であります小野敏幸様も農林水産大臣賞を受賞されておられますので報告をいたします。

4点目でございます。11月19日は東京の砂防会館別館シェーンバッハ・サポーで開催されました全国治水砂防促進大会に出席をしてまいりました。各県の治水砂防協会会員が砂防関係事業の促進に資するための活動を行ったものであります。防災・減災、国土強靱化、そして近年の災害激甚化に対応するため、事前防災対策の充実を訴えていきたいという趣旨の提言決議がなされました。その後、地元の愛知県の選出の国会議員5名の方々に対して、愛知県治水砂防協会として要望活動を行っております。

5点目であります。11月22日は、名豊道路23号バイパスの整備促進要望を西尾市、蒲郡市及び地元のものづくり企業の方々とともに、国土交通省、財務省に行ってまいりました。名豊道路は、本町にとりましても産業の発展、地域の活性化、防災などさまざまな面において重要な路線であることから、今後も引き続き整備促進を要望してまいります。

6点目でございます。12月7日は土曜日に、愛知地球博記念公園で恒例の愛知万博メモリアル第14回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が開催をされます。幸田町も町村の部に参加し、9名の町代表選手が出場をいたします。当日は東海テレビで中継されますので、ぜひ応援をお願いしたいと思います。

7点目であります。台風19号に係る被災地の支援でございます。先ほどの幸田町が参加しておりますロケツーリズム協議会のメンバーであります長野県の千曲市に職員を

2人派遣する予定でございます。まず、第1陣として、期間は令和2年の年明け1月から3月までの3カ月間と令和2年4月から1年間でありますけれども令和3年3月までの1年間、第2次として派遣を予定しております。被災地が少しでも早く復興できるよう職員を派遣するものでございます。御理解をいただきたいと思っております。

8点目でございます。幸田町の新グルメということで、幸田町の消防職員がつくる人気の賄いメニューというものを栄養士の料理研究家であります長田絢様に御監修をいただきまして、幸田消防カレーとして開発をしております。今後各種イベントにて販売できるように形を進めているところでございます。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、令和元年第4回幸田町議会定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時09分

○議長（稲吉照夫君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時10分

○議長（稲吉照夫君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を7番 廣野房男君、8番 藤江徹君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日12月2日から12月20日までの19日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月2日から12月20日までの19日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査7月分から9月分の3件及び定期監査1件であります。これは、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願・陳情などは、お手元に印刷配付のとおり陳情が2件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第17号及び陳情第18号を福祉産業建設委員会に付託します。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（稲吉照夫君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案関係資料は1ページから3ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

議案書の2ページをお開きください。

今回、千田直美委員が令和2年3月31日をもちまして任期満了となりますので、千田直美氏を推薦するものであります。

任期につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であります。

千田直美氏は、幸田町大字菱池字荒田39番地3、昭和33年8月3日生まれ、61歳でございます。

千田氏は、2期目の推薦となりますが、蒲郡市内の小中学校教諭として長年にわたり御活躍をされ、現在も非常勤講師として蒲郡市内の小学校に勤務をされており、その教員経験を生かし、何事にも熱心で積極的に取り組まれており、人格も高潔で人柄もよく、ほかの委員様からの信望も厚く、引き続き委員として推薦するものでございます。

以上、提案の理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御答申を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願います。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

それでは、諮問第1号議案の質疑を許します。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) ありませんので、以上で、諮問第1号の質疑を打ち切ります。
ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号を、会議規則第39条第3項の規定により、
委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することと決定
いたしました。

これより、ただいま議題となっております諮問第1号について討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案に異議なき
旨、答申するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号は、原案に異議なき旨、答申することに決定いたしました。



日程第5

○議長(稲吉照夫君) 日程第5、第69号議案から第76号議案までの8件を一括議題と
します。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) それでは、まずは単行議案第69号議案から第74号議案までの6
件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

第69号議案 幸田町部設置条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は4ページから7ページでありますので、あわせてごらんいただきたい

と思います。

提案の理由といたしましては、公営企業会計を扱う部の一本化並びに財政運営を踏まえた総合政策部門と人事管理等の調整部門との明確化及び体制の強化を図る行政組織の整備に伴い、必要があるからであります。

改正の概要といたしましては、公営企業会計を扱う部門を一本化して、人口、使用料等による料金体系等経営理念を一つの部署で考えていくこととし、そして管路等の老朽化対策やライフラインであります水道、下水道の災害時対応等管理体制を一つの部署として組織するよう、上下水道部を新設し、また財政運営を考慮した総合政策部門と人事管理等の調整機能を行う部門との明確化、そして、それぞれの体制の強化を図るよう行政組織を整備するものでございます。具体的には、現行の環境経済部水道課と建設部下水道課をとともに、新設する上下水道部に移管し、上下水道部水道課及び上下水道部下水道課とし、企画部の人事秘書課を総務部へ、そして、総務部の財政課を企画部へ移管し、企画部財政課、そして、総務部人事秘書課とするものでございます。これに伴いまして、現行の企画部であります人事秘書課の事務分掌、そして総務部であります財政課の事務分掌、及び建設部であります下水道課の事務分掌をそれぞれ移管先の部へ移管するものであります。なお、水道課につきましては、町長部局の組織ではなく、水道事業の組織であるため、本条例ではなく、幸田町水道事業の設置等に関する条例で同様に改正が行われますのでよろしくお願いをいたします。

したがいまして、第1条においては、町長の権限に属する事務を分掌させるために、企画部から上下水道部まで7つの部を置くこととし、第2条から第8条までは、各部の分掌する事務の概目を条建てにして、条項の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案書7ページをお開きいただきたいと思ひます。

第70号議案 幸田町職員定数条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は8ページから9ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、社会情勢の変化に対応するための職員の適正配置に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、2つの部門において、職員定数を見直すものでございます。

まず、第2条の職員定数の表中の町長の事務部局の職員定数を、255人から275人へと20人ふやし、また、消防本部及び消防署の職員定数を、60人から70人へと10人ふやし、合計数では360人から390人へと30人ふやすものでございます。これは、本町の人口増加に伴い、この2つの部門につきましては、現状の職員数が定数近くまでふえてきたため、職員定数の枠を広げるものであります。この定数につきましては、実際の職員数ではなく、あくまでも定数、職員数の枠の上限でありまして、定数イコール職員数ではございません。その時々の本町の状況、社会情勢、そして人口増加を始め、将来を見据えた中で職員数を管理していく予定でございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案書9ページをお開きいただきたいと思います。

第71号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は10ページから11ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、放課後児童支援員の資格要件を規定する第10条第3項におきまして、政令指定都市が行う研修の修了者であることを追加し、あわせて字句の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。

続きまして、議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

第72号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案関係資料は12ページから13ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案の理由であります。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、条例第15条第3項を、「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日であります。

経過措置といたしまして、条例の施行の際、現に改正前の第15条第3項の規定によりされている償還金の支払の猶予は、改正後の第15条第3項の規定によりされた償還金の支払の猶予とみなすものとします。

続きまして、議案書13ページをお開きいただきたいと思います。

第73号議案 幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は14ページから15ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、給水人口及び1日最大給水量の増加、組織機構の再編並びに地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、現在の計画給水人口を4万2,400人としておりましたが、本町の人口が年内にもこの計画給水人口を越えるほどの伸びであること、また、認可計画期間の10年後の人口推計が4万6,500人であるため変更を行い、あわせて、1日最大給水量についても1万6,800立方メートルを1万7,600立方メートルに変更するものでございます。

なお、本件につきましては議会承認を得た後、愛知県知事宛てに事業認可変更申請を

するものでございます。

また、組織機構の再編によりまして、令和2年度より新たな組織機構にて公営企業運営を行うため、上下水道部を新設するものでございます。

その他、地方自治法の一部改正により、引用条項の整理をするものでございます。

施行期日は、この条例中第2条第3項及び第4項の改正規定は、水道法第10条の規定による幸田町水道事業の変更の認可の日から、第3条第2項及び第5条の改正規定は、令和2年4月1日からでございます。

続きまして、議案書15ページをお開きいただきたいと思います。第74号議案 幸田町営住宅条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は16ページから19ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、未納家賃等に対する敷金充当の取り扱いについて、町は敷金を債務の弁済に充てることができることを明文化すること、修繕費用の負担義務範囲について、町長が入居者負担と定めるものを除き、原則、町が負担することとするもの、及び不正入居者に対する損害賠償請求に係る利息については、年5%を法定利率に見直すものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

以上、単行議案の説明をさせていただきました。

続きまして、補正予算関係の2件につきまして説明をさせていただきます。別冊となっております補正予算関係をごらんいただきたいと思います。

始めに第75号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算(第4号)につきまして、補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。議案関係資料は20ページから24ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

第1条 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ5億2,231万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億2,766万9,000円とするものでございます。

また、第2条の債務負担行為につきましては、4ページをごらんいただきたいと思います。

須美前山地内の企業庁開発検討地区におきまして、当該地区の地区界の一部に公図混雑地がございまして、開発区域内外の判断ができない土地があることが判明をいたしました。企業庁といたしましては、用地取得見込みがついていることが開発要件の一つとなっておりますが、このことから用地取得区域に不確定な部分があるため、事業決定を見合わせている状況であります。本町といたしましては、事業決定後に用地確定を行う予定でありましたが、このような理由から、早急に用地確定をする必要があるため、令和2年度を期間といたしまして、須美前山工業団地開発事業における用地境界確定に要する経費1,800万円の債務負担行為をお願いするものであります。

次に、現在、用地購入を進めております、J Aあいち三河坂崎支店跡地に幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターを設置することとしたことに伴いまして、令和2年5月の事業開始に向け早期に既存施設の改装工事に取り組む必要があるため、令和2年度を期間といたしまして、幸田町シニア・シルバー世代サポートセンター施設整備に要する経費5,190万円の債務負担行為をお願いするものであります。

令和2年4月に開所を予定しておりましたショートステイ施設につきましては、入札におきまして、予定価格超過及び技術者不足の理由により入札不調となったため、設計内容について第三者機関に検証を依頼しましたところ、建設資材の高騰や建設経費率の過少設定等による積算が入札不調の要因であろうことが判明したため、設計額の見直しを行いました。入札不調によりおくれた開所を少しでも早く行うためには、早期に工事着手する必要があるため、令和2年度を期間といたしまして、ショートステイ施設整備新築工事に要する経費8,270万円の債務負担行為をお願いするものであります。

また、今年度実施しております町民プールの改修工事につきましては、令和2年4月の再開の予定でありましたが、平成31年3月12日に屋内プール天井部の鉄板落下事故が発生したことにより行いました原因究明調査におきまして、想定以上の改修工事を行う必要があることが判明したことに伴いまして、工期を延長する必要があるものでございます。利用者の方々に予定以上の御迷惑をかけることから少しでも早い再開とするために、天井の安全対策改修工事実施設計業務を今年度中に発注し来年度早期に工事実施をするため、令和2年度を期間といたしまして、幸田町民プール大規模改修工事実施設計業務に要する経費2,300万円の債務負担をお願いするものでございます。この債務負担行為をお認めいただくことによる屋内プールの再開でございますが、令和3年4月を予定しております。

それでは、主な補正内容を説明いたします。

まず歳入につきましては、補正予算説明書8ページをごらんいただきたいと思います。

10款の町税につきましては、法人町民税の法人税割におきまして、大手自動車関連企業の確定申告額が当初見込みを下回ったことに伴い減額するものでございます。また、固定資産税の償却資産分におきまして、企業の設備投資が当初見込みを上回ったことに伴い追加するものでございます。

次に、60款県支出金でございます。県補助金におきまして、認定こども園における低年齢児の途中入所に対応するため、必要な保育士をあらかじめ配置する場合に必要な経費を補助するための、低年齢児途中入所円滑化事業費補助金を新規計上するものでございます。

次に、70款寄附金でございます。ふるさと寄附金におきまして、今年度も好調を継続しており、当初予算15億円を上回る見込みであるため、追加するものでございます。

次に、75款繰入金でございます。財政調整基金繰入金を減額し、収支全体を調整するものでございます。

続きまして歳出につきまして説明をいたします。

10ページをごらんいただきたいと思います。

まず、各款にわたりまして、職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その主な

内容といたしましては、人事異動等によるものとなっております。詳細につきましては、20ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、10ページにお戻りいただきたいと思えます。

まず、15款の総務費でございます。総務管理費におきまして、ふるさと寄附金の追加に伴い、返礼品とその送料及びふるさと寄附の窓口でありますインターネット運営サイト等に対する業務委託料、また、令和2年1月に島原市との幸田町生まれのa i b o交流を行うため、島原市へ訪問するための旅費及びレンタカー借り上げ料等に要する経費をそれぞれ追加するものでございます。

12ページをごらんいただきたいと思えます。

20款の民生費につきましては、社会福祉費におきまして、先ほど債務負担行為のお願いをさせていただきました、幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターの施設整備費に係る工事前払金を新規計上するものでございます。

また、児童福祉費におきまして、認定こども園の事業者に対し、低年齢児の途中入所に対応するために、必要な保育士をあらかじめ配置する場合に必要な経費を助成するための低年齢児途中入所円滑化事業費補助金、前年度事業の確定に伴う国及び県から負担金の返還金といたしましては、認定こども園等施設型給付費負担金返還金、地域型保育給付費負担金返還金、前年度事業の確定に伴う国からの交付金の返還金といたしまして、子ども・子育て支援交付金返還金をそれぞれ新規計上するものであります。

16ページをごらんいただきたいと思えます。

45款の土木費であります。下水道事業会計におきまして、流域下水道事業の維持管理費に係る過年度分の負担金について一部返還されることに伴い、下水道事業会計事務的補助金を減額するものでございます。

次に、55款教育費でございます。小学校費におきまして、今年度実施いたしました、幸田小学校職員室拡張工事に伴う備品及び令和2年度に予想されるクラス増に伴う机、椅子等の備品購入費を追加するものでございます。

また、社会教育費におきまして、凧揚げまつり実行委員会に対し、年々増加する凧揚げまつり来場者等への安全対策の実施及びまつりを盛り上げるために参加していただく各行政区等の協力に対する補助金を追加するものでございます。

以上が、令和元年度幸田町一般会計補正予算(第4号)の概要であります。

続きまして、第76号議案 令和元年度幸田町下水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算書21ページをお開きいただきたいと思えます。

議案関係資料は20ページ及び25ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思えます。

第1条の総則であります、「令和元年度幸田町下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。」として、以下、地方公営企業法施行令に基づき作成した予算につきまして、補正予算に係る事項を記載しております。

第2条の収益的収入につきましては、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を補正

するものでございます。収入第1款下水道事業収益、第3項特別利益に1,416万9,000円を新規計上するものでございます。また、収入支出調整としまして、第2項営業外収益におきまして、同額の1,416万9,000円を減額し、4億1,858万2,000円を4億441万3,000円とするものでございます。下水道事業収益に変更はございません。

こちらにつきましては、矢作川流域下水道の維持管理費負担金及び資本費負担金に関する覚書の規定に基づきまして、余剰金として返還されるものでございます。

次に、第3条 特例的収入及び支出につきましては、予算第4条の2中の「未収金及び未払金の金額は、それぞれ5,026万1,000円及び1億6,137万5,000円」を「5,163万1,000円及び1億202万5,000円」に改めるものでございます。

こちらにつきましては、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定に基づき、平成30年度決算により未収金と未払金の額が確定しましたので、改めるものでございます。

第4条 他会計からの補助金につきましては、予算第9条中の「1億2,102万5,000円」を「1億685万6,000円」に改めるものでございます。こちらにつきましては、第2条におきまして、他会計補助金の額を1,416万9,000円減額したためでございます。

また、23ページ以降の補正予算説明書につきましては、平成30年度決算にて、先ほどの第3条の未収金及び未払金の金額などを改めたことによりまして、25ページの令和元年度幸田町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、26、27ページの令和元年度幸田町下水道事業予定開始貸借対照表及び28、29ページの令和元年度幸田町下水道事業予定貸借対照表を改めております。また、30、31ページの注記につきましても、2 予定貸借対照表等に関する注記の企業債の償還に係る他会計の負担につきまして、見込まれる額を平成30年度決算によりまして、改めております。

以上が、令和元年度幸田町下水道事業会計補正予算(第1号)の概要でございます。

以上、令和元年第4回幸田町議会定例会に提案いたしました単行議案6件、補正予算2件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。慎重に御審議の上、全議案、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長（稲吉照夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。

次回は、12月4日、水曜日、午前9時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日午前10時ちょうどから第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。
御苦労さまでした。

散会 午前 9時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和元年12月2日

議 長

議 員

議 員